

高額療養費制度について

被保険者・被扶養者が病気やケガで保険診療を受けて、自己負担額(2~3割)が、1人・1カ月(1日~末日)・1病院(入院・外来別)で限度額以上になると、その超えた額が高額療養費として支給されます。

70歳未満の方は変更ありません

* < >は、直近12カ月で4回目以降(多数該当)の自己負担限度額

区分	自己負担限度額
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% <140,100円>
標準報酬月額 53~79万円以上	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% < 93,000円 >
標準報酬月額 28~50万円以上	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% < 44,400円 >
標準報酬月額 26万円以下	57,600円 < 44,400円 >
低所得者(住民税非課税)	35,400円 < 24,600円 >



70歳以上の方

平成29年8月施行の見直しでは、70歳以上の方は自己負担限度額が引き上げられ、一般区分について多数該当及び外来の年間上限が設定されました。

* < >は、直近12カ月で4回目以降(多数該当)の自己負担限度額

平成29年8月から				現行			
区分	自己負担限度額			区分	自己負担限度額		
	外来(個人ごと)				外来(個人ごと)		
現役並み 標準報酬月額 28万円以上	57,600円	80,100円+	44,400円	現役並み 標準報酬月額 28万円以上	44,400円	80,100円+	44,400円
		(医療費総額-267,000円)×1%	< 44,400円 >				(医療費総額-267,000円)×1%
一般 標準報酬月額 26万円以下	14,000円 ※注	57,600円	< 44,400円 >	一般 標準報酬月額 26万円以下	12,000円	44,400円	
低所得者	II		24,600円	低所得者	II		24,600円
	I	8,000円	15,000円		I	8,000円	15,000円

が変更箇所となります。

※注)年間(8月~翌年7月)の外来の合計額上限は14万4千円となります。

* 70歳以上の方の外来は1病院ではなく1カ月のすべての外来の合算です。

* 低所得者IIは、住民税非課税、年金収入80~160万円 * 低所得者Iは、住民税非課税、年金収入80万円以下

当健保組合では、高額療養費支給の対象になっている方へ診療月の2カ月後以降に申請のご案内をお送りしております。ご案内が届きましたら、申請書に必要事項をご記入のうえ当健保組合まで提出してください。なお、申請には時効があり(診療月から2年間)、時効を過ぎますと、高額療養費は支給されませんので、ご注意ください。



お問い合わせ TEL 011-633-8353